

パブリックコメント: 提出内容の確認

意見の入力

内容の確認

提出完了

⚠ 注意事項

- ・意見提出締切日を過ぎた場合は、意見を提出できませんので、ご注意ください。
- ・ブラウザの「戻る」ボタンはご使用になれません。画面下部に「戻る」ボタンがありますので、こちらのボタンをご使用ください。

案件番号	240000006
案件名	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第十二号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(案)」に関する意見募集について
所管府省・部局名等	特定個人情報保護委員会事務局総務課 03-6441-3692
意見・情報受付開始日	2015年05月23日
意見・情報受付締切日	2015年06月22日 ⚠ 本日意見提出の締切日です。受付の締切時間にご注意ください。 受付の締切時間については意見公募要領等をご参照ください。

郵便番号	151-0051
住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12
氏名	全国青年税理士連盟
連絡先電話番号	03-3354-4162
連絡先メールアドレス	zensei@khaki.plala.or.jp

提出意見	(該当箇所) 法律第十九条第十四号に基づき同条第十二号に準ずるものとして定める (御意見) 「法律第十九条第十四号に基づき同条第十二号に準ずるものとして定める」に、「個人番号を記載する書類を取り扱う行政書士、税理士及び社会保険労務士に対して、行政書士法(昭和26年法律第4号)、税理士法(昭和26年法律第237号)及び社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)に規定する検査等が行われるとき」とすべきではない。 (理由) 番号法第19条第12号は、「各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第百四条第一項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯罪事件の調査又は会計検査院の検査(第五十三条において「各議院審査等」という。)が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。」であり、「個人番号を記載する書類を取り扱う行政書士、税理士及び社会保険労務士に対して、行政書士法(昭和26年法律第4号)、税理士法(昭和26年法律第237号)及び社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)に規定する検査等が行われるとき。」が、番号法第19条第12号に準ずるものに該当するのから理由が不明瞭である。また、税理士法第五十五条第二項では、「報告の聴取、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。」としている。 (該当箇所) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「法」という。)第十九条第十二号に準ずるものとして同条第十四号の特定個人情報保護委員会規則で定めるときは、次に掲げる場合とする。 二 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第五十五条第一項の規定による報告の徴取、質問又は検査が行われるとき。 (御意見) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第
------	---

十二号に準ずるものとして同条第十四号の特定個人情報保護委員会規則で定めるときに、「税理士法第五十五条第一項の規定による報告の徴取、質問又は検査が行われるとき。」を含めるべきではない。

(理由)

税理士法第五十五条第一項は、「国税庁長官は、税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、税理士又は税理士法人から報告を徴し、又は当該職員をして税理士又は税理士法人に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる。」であり、特定個人情報を適正に取り扱っているかを監視・監督等するものではない。特定個人情報情報を適正に取り扱っているかを監視・監督等するのは特定個人情報保護委員会であり、国税庁長官ができる「質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させること」とは、目的が異なる。税理士が個人番号関係事務実施者に該当することによるものと思われるが、そもそも従業員を雇用する企業は個人番号関係事務実施者に該当し、番号法の他の規定による調査が可能であり、今回のような規定を追加で規定する必要性と合理性が存在しない。

(該当箇所)

特定個人情報保護委員会規則第 号(案)

(御意見)

「個人番号を記載する書類を取り扱う行政書士、税理士及び社会保険労務士に対して、行政書士法(昭和26年法律第4号)、税理士法(昭和26年法律第237号)及び社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)に規定する検査等が行われるとき」について、そもそもこのような規定は政令委任でなく、本法で規定すべきである。

(理由)

マイナンバー制度は、社会保障、税及び災害対策の分野における行政を効率化して、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤である。マイナンバー制度は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく制度であるのだから、「個人番号を記載する書類を取り扱う行政書士、税理士及び社会保険労務士に対して、行政書士法(昭和26年法律第4号)、税理士法(昭和26年法律第237号)及び社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)に規定する検査等が行われるとき」という案について、今回のような規定の創設には反対であるが、今後類似の規定を創設する際には政令委任でなく、本法で規定すべきことを申し添えておく。

■ 画像認証

いたずらによる機械的な意見提出を防ぐため、画像認証を行います。

提出内容に問題のないことを確認のうえ、次の画像に表示されている数字を入力し「提出する」ボタンを押してください。

0 6 0 7 1 3 8 0

画像認証入力欄【半角数字】

提出する

戻る

ⓧ このページを閉じる

[このページの先頭へ](#)